

宇治市事務分掌規則及び宇治市公印規則の一部を改正する規則

（宇治市事務分掌規則の一部改正）

第1条 宇治市事務分掌規則（昭和58年宇治市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2産業地域振興部の部市民課市民係の項第14号中「通知カード及び」を削り、同号を同項第15号とし、同項第13号の次に次の1号を加える。

⑭ 個人番号の通知に関すること。

別表第2産業地域振興部の部市民課住民登録係の項第9号中「通知カード及び」を削り、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

⑨ 個人番号の指定及び通知に関すること。

（宇治市公印規則の一部改正）

第2条 宇治市公印規則（平成7年宇治市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表宇治市印の項中「、通知カード」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を、ここに公布する。

令和2年7月1日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第35号

宇治市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の一部の

施行期日を定める規則

宇治市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例（令和元年宇治市条例第16号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和2年8月1日とする。

（揭示済）

訓 令 甲

宇治市訓令第9号

宇治市事務決裁規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年6月26日

宇治市長 山本 正

宇治市事務決裁規程の一部を改正する規程

宇治市事務決裁規程（昭和58年宇治市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2産業地域振興部市民課に関する事項の項中第16号を第17号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同項第12号中「通知カード及び」を削り、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

⑫ 個人番号の指定及び通知に関すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（揭示済）

公 告

宇治市公告第40号

情報公開制度の実施状況の公表について

宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）第30条の規定により、令和元年度における制度の実施状況を次のとおり公表

します。

令和2年7月10日

宇治市長 山本 正

令和元年度情報公開制度実施状況

1 公開請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求件数	処 理 の 状 況				計	取下げ
		全部公開	部分公開	非公開	うち不存在		
市 長	160	68	70	14	10	152	8
市長（公営企業）	55	50	1	1	0	52	3
消 防 長	0	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	20	14	3	3	3	20	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議 会	5	5	0	0	0	5	0
合 計	240	137	74	18	13	229	11

2 審査請求の状況

単位：件

審査請求件数	処 理 の 状 況					計	取下げ
	却下	棄却	一部認容	認容	審理中		
5	0	1	3	0	1	5	0

※平成30年度から令和元年度にかけて審理中であった案件については、一部認容として処理しました。

3 出資法人及び指定管理者への公開申出及び不服申出はありませんでした。

宇治市公告第41号

個人情報保護制度の運用状況の公表について

宇治市個人情報保護条例（平成19年宇治市条例第2号）第6条の規定により、令和元年度における制度の運用状況を次のとおり

公表します。

令和2年7月10日

宇治市長 山本 正

令和元年度個人情報保護制度運用状況

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求件数	処 理 の 状 況				計	取下げ
		全部開示	部分開示	不開示	うち不存在		
市 長	24	5	9	10	10	24	0
市長（公営企業）	0	0	0	0	0	0	0
消 防 長	0	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0
合 計	24	5	9	10	10	24	0

※訂正の請求、利用停止の請求及び是正の申出並びに審査請求はありませんでした。

2 出資法人及び指定管理者への開示、訂正、利用停止及び是正の申出並びに不服申出はありませんでした。

宇治市公告第42号

審議会等の会議の公開制度の運用状況の公表について

宇治市審議会等の会議の公開に関する指針第9の規定により、令

和元年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和2年7月10日

宇治市長 山本 正

令和元年度審議会等の会議の公開制度運用状況

令和元年度中に、宇治市審議会等の会議の公開に関する指針の対象となる審議会等は88ありました。

そのうち、会議の公開規定等を定めており会議を公開するものとしている審議会等が54、個人情報等が審議対象となるため性質上公開することができない審議会等が33あります。また、実質休止状態で公開規定等を定めれば公開することができる審議会等が1あります。性質上公開することができない33の審議会等及び実質休止状態にある1の審議会等を除いた審議会等の、非公開理由がない会議の公開率は100パーセントとなります。

令和元年度に会議を行った審議会等の会議の公開状況等は以下のとおりです。

1 審議会等の公開状況

設置審議会等数	会議開催審議会等数	内訳	
		公開	非公開
88	63	35	28

公開欄は1回でも会議を公開した審議会等を計上し、非公開欄は全ての会議を非公開とした審議会等を計上しています。

2 会議の開催状況

開催回数	内訳		
	公開	非公開	傍聴者数
465	67回	398回	64人

非公開とした主な会議は、介護認定審査会 263回、障害者介護給付費等支給認定審査会 26回及び宇治市就学指導委員会 15回で、いずれも個人情報を取り扱うため会議を非公開としました。

3 会議の非公開理由

非公開理由	延べ会議回数
情報公開条例第6条第1号（法令秘情報）に該当	10
情報公開条例第6条第2号（個人に関する情報）に該当	363
情報公開条例第6条第3号（法人等に関する情報）に該当	16
情報公開条例第6条第4号（審議、検討又は協議に関する情報）に該当	23
情報公開条例第6条第5号（事務事業に関する情報）に該当	3
情報公開条例第6条第6号（人の生命、身体、財産等に関する情報）に該当	0
公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合	6
その他（会議の公開に関する規定等の準備のため）	0

1回の会議に複数の非公開理由を適用する場合は、重複して計上しています。

教 育 委 員 会

宇治市大久保青少年センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を、ここに公布する。

令和2年7月1日

宇治市教育委員会
教育長 岸本 文子

宇治市教育委員会規則第8号

宇治市大久保青少年センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

宇治市大久保青少年センター条例の一部を改正する条例（令和元年宇治市条例第21号）の施行期日は、令和2年8月1日とする。

（揭示済）

宇治市大久保青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年7月1日

宇治市教育委員会
教育長 岸本 文子

宇治市教育委員会規則第9号

宇治市大久保青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市大久保青少年センター条例施行規則（昭和62年宇治市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、4月1日から9月30日までの間は、午前9時から午後6時までとする。

第2条第2項各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる日を除く。）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで

第3条第1項中「基づき」を「より」に、「を館長に提出しなければ」を「により館長に申請しなければ」に改め、同条第2項本文中「前項の」を「前項の規定による」に、「2箇月」を「1箇月」に改める。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年7月1日

宇治市教育委員会
教育長 岸本 文子

宇治市教育委員会規則第10号

宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則

宇治市立幼稚園規則（昭和51年宇治市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

（令和2年度における夏季休業日の特例）

2 令和2年度における第5条第1項第2号の規定の適用については、同号中「7月21日から8月31日まで」とあるのは、「8月1日から同月31日まで」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年7月1日

宇治市教育委員会
教育長 岸本 文子

宇治市教育委員会規則第11号

宇治市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

宇治市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和58年宇治市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 令和2年度における第3条第1項第4号の規定の適用については、同号中「7月21日から8月26日まで」とあるのは、「8月1日から同月23日まで」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（揭示済）

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和2年7月1日

宇治市監査委員
森 真二

松岡 ゆかり
鳥居 進

- 1 監査の結果を公表した日
令和2年2月21日（宇治市監査委員公表第3号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 教育委員会 中央図書館

監査期間 令和元年11月1日 ～ 12月24日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	複写機使用料収入状況について、調定の遅れが見受けられた。	複写機使用料の収入金に係る調定の遅れについては、調定処理を半月に1回行うこととし、速やかに指定金融機関に入金することとしました。
2	図書館資料提供費支出状況について、支出負担行為の重複が見受けられた。	支出負担行為の重複については、重複した支出負担行為を取消して是正をしました。また、今後の改善を図るため、1回の支出負担行為により複数回に分けて支出命令を行う新聞代金等の案件を事務引継書に記載するとともに職場内でその旨を共有しました。

監査対象 教育委員会 東宇治図書館
 監査期間 令和元年11月1日 ～ 12月24日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	図書館資料提供費支出状況について、支出負担行為の遅れが見受けられた。	支出負担行為の遅れについては、支出負担行為にかかる事務処理をより適切な時期に行うよう見直して今後の改善を図ることとし、その旨を職場内で共有するとともに事務引継書に記載しました。

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第22号

令和2年度下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習の実施について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第16条第2項の規定により、令和2年度下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習の日時等を公告します。

令和2年7月10日

宇治市長 山本 正

令和2年度下水道排水設備工事責任技術者試験

実施内容	実施日時	会場
受験講習	令和2年11月1日（日） 午前9時30分から午前11時45分まで又は午後1時30分から午後3時45分までのいずれか	北部会場 京都府立中丹勤労者福祉会館
		南部会場 京都J Aビル
試験	令和2年11月22日（日） 午後1時30分から午後3時45分まで	北部会場 京都府立中丹勤労者福祉会館
		南部会場 京都J Aビル

令和2年度下水道排水設備工事責任技術者更新講習

実施日時	会場
令和2年10月7日（水） 午前10時30分から正午まで又は午後2時から午後3時30分までのいずれか	北部会場 京都府中丹文化会館
令和2年10月9日（金） 午前10時30分から正午まで又は午後2時から午後3時30分までのいずれか	南部会場 京都市呉竹文化センター

